

平成17年2月14日

各都道府県・保健所設置市

自動車リサイクル法担当課室 あて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

### 路上放棄車対策について

路上放棄車については、従前より各市町村においてその未然防止、原因者の追求、処理等の対応を行って頂いており、処理費用に関しては路上放棄車処理協力会からの寄付が行われているところです。

今般、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が施行されることに伴い、平成3年7月19日衛環178号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」の一部改正を行ったところですが、このほか、下記のとおりご協力方お願いしたいので、管下市町村に周知をお願い致します。

### 記

#### 1. 路上放棄の未然防止

路上放棄車の発生を未然に防止することについては、各市町村等においてこれまでもご尽力いただいているものと思料するが、今後とも路上放棄車の発生防止に関する住民への理解普及活動等の未然防止対策を一層強化し、路上放棄されにくい環境づくりをお願いしたい。

#### 2. 車台番号の確認、原因者の追求

自動車リサイクル法においては、路上放棄車等の不法投棄された使用済自動車についても、引取業者へ引渡すべきものであり、リサイクル料金が預託されているかどうかの確認や、電子マニフェスト報告のために車台番号の確認が必要である。また、車台番号は原因者追求の一つの材料として活用もされ得る。

これらのことから、(財)自動車リサイクル促進センターより示されている「放棄車両引取システム実務詳細マニュアル」等を参考に、車台番号の確認及び原因者の追求について、一層の取組みをお願いする。